

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

お知らせ

- ・科学的介護定着促進事業講演会～科学的介護情報システム(LIFE)による科学的介護の推進～を開催します！！
- ・東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(第2回)
- ・福祉サービス第三者評価についてパネル展示・デジタルサイネージ掲示を実施します！
- ・訪問介護の同一建物減算(12%減算)の届出について
- ・「電子申請・届出システム」による新規指定申請の受付を開始しました
- ・介護サービス事業者経営情報の調査および分析等に関する制度が始まります。
- ・＜新規事業＞介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の交付申請受付中です！
- ・＜新規事業＞居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修
- ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業【1】事業拡充のお知らせ【2】説明会(第2期)のご案内【3】交付申請書(ウ)災害時要件なし事業所受付のご案内
- ・人材育成促進支援事業 交付申請書の受付を開始しました！
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

令和6年10月1日発行 第243号

お知らせ

○科学的介護定着促進事業講演会～科学的介護情報システム(LIFE)による科学的介護の推進～を開催します！！

都内介護サービス事業所における科学的介護(エビデンスに基づく介護)の実現を目指し、各事業所においてPDCAサイクルを回しながら、ケアの質の向上に向けた取組を行うことの浸透・定着を促進することを目的とし、講演会を開催します。

科学的介護推進に関しての令和6年度介護報酬改定におけるポイントや今後の動向、事業所での実際の取組事例をお伝えします。

会場での聴講と併せてオンライン上でのライブ配信も行いますので、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

1 開催日時

令和6年10月29日(火)

13時30分から15時40分まで

※13時00分開場

2 開催方法

会場及びオンラインのハイブリッド開催

※参加費は無料です

3 会場

牛込筆筒区民ホール(東京都新宿区筆筒町15番地)

4 対象者

都内の介護保険サービス事業所に従事する職員の方

5 定員

(1)会場参加

200名

※応募者多数の場合は、オンラインでの視聴をお願いする場合があります。



(2)オンライン視聴(YouTubeでのライブ配信)

定員なし

※長時間インターネットに接続可能な通信環境の準備、PC・タブレット又はスマートフォン等のご使用をお願いします。

6 内容

(1)基調講演

R6 法改正のポイント！生産性向上の取組と

科学的介護推進との関係について解説

講師：株式会社 ビーブリッド 代表取締役 竹下 康平氏



(2)事例発表

科学的介護の実践とその導入に向けた仕組み作り

講師：社会福祉法人 正吉福社会 理事 齊藤 貴也氏



7 申込方法

下記の申込フォームまたはQRコードからお申し込みください。

(URL) <https://logoform.jp/form/tmgform/700867>

※講演会当日に取り上げる事前質問も受け付けています。

講演時間の都合上、全ての質問に回答できない場合がありますのでご了承ください。



8 申込締切

令和6年10月21日(月曜日)17時まで

9 問合せ先

講演会運営事務局(平日10時から17時まで)

電話:03-6661-0215

FAX:03-5643-7167

メール:r6life@seiko-sha.co.jp

※事務局は、東京都が株式会社成光社に委託をして運営しています。

○東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(第2回)

お知らせ

日頃から高齢者と接する機会の多い病院勤務以外の医療従事者を対象とした認知症に関する研修会を開催します。

地域の中で認知症の疑いのある人に早期に気づき、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識やケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識について研修いたします。

認知症に関する基本知識やコミュニケーション、意思決定支援に関すること等について学びたい医療従事者の方、ぜひ御受講ください！！

【対 象】

東京都内の診療所・訪問看護ステーション・地域包括支援センター・行政・介護事業所・介護福祉施設・障害福祉施設に勤務する看護師、保健師、理学療法士、歯科衛生士等の医療従事者

【内 容】

講演後、受講者と講師との意見交換、質疑応答を行います。

1 東京都における認知症施策

福祉局高齢者施策推進部認知症施策推進担当課長

2 認知症の最新治療と地域の医療職の役割

古田 光 氏（東京都健康長寿医療センター 認知症疾患医療センター センター長）

3 認知症ケアの実際

住井 明子 氏（オレンジほっとクリニック 認知症看護認定看護師）

4 認知症の人の意思決定の支援

稲葉 一人 氏（いなば法律事務所代表弁護士/元裁判官）

【開催期日】 令和6年11月17日(日) 午後12時30分から午後4時15分まで

【開催方法】 オンライン開催

【申込期間】 令和6年9月17日(火曜日)から11月 6日(水曜日)まで

【定 員】 300名

【費 用】 無料

【申込方法】

公益社団法人東京都看護協会ホームページの申し込みフォームから申し込み。

9月17日(火)から申し込みを開始します。11月6日(水)までにお申し込みください。

〈東京都看護協会 HP〉

https://course.tna.or.jp/cpage/edit_cert/nurse?tid=4739



【研修に関する問合せ先】

公益社団法人東京都看護協会 事業部事業課事業係

TEL 03-6300-5398

e-mail jigyos@tna.or.jp

○福祉サービス第三者評価について、 パネル展示・デジタルサイネージ掲示を実施します！

お知らせ

東京都は、福祉サービス第三者評価を多くの都民や事業者に知っていただくために、次のとおり、パネル展示及びデジタルサイネージでの掲示を実施します。

新宿にお越しの際は、ぜひご覧ください。

【パネル展示】

期間 10月22日(火曜日)～10月25日(金曜日)

場所 東京都庁 第一本庁舎 1階中央

【デジタルサイネージ掲示】

期間 10月1日(火曜日)～10月31日(木曜日)

場所 新宿西口地下 動く歩道(南側)

柱面デジタルサイネージ

＜昨年度のパネル展示の様子＞



＜参考:福祉サービス第三者評価とは＞

第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

詳しくは、以下のHPをご覧ください。

【福ナビ 東京都福祉サービス第三者評価】

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>



【問合せ先】

・東京都福祉サービス評価推進機構

(公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室)

電話: 03-3344-8515

・東京都 福祉局 指導監査部 評価推進担当

電話: 03-5320-4035

○ 訪問介護の同一建物減算(12%減算)の届出について

お知らせ

令和6年度介護報酬改定に伴い、同一建物減算について12%減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上)が新設されました。減算に該当する場合は届出が必要になりますのでご注意ください。

1 同一建物減算の算定要件

減算の内容	算定要件
①10%減算	以下の建物※に居住する者(②及び④に該当する場合を除く) ・指定訪問介護事業所と同一の建物 ・指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物 ・指定訪問介護事業所の所在する建物と隣接する敷地内の建物 ※以下「同一敷地内建物等」という。
②15%減算	同一敷地内建物等に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
④12%減算(新設)	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

2 12%減算の判定について

(1) 判定期間と減算適用期間(令和6年度)

R6	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	4月1日から9月30日	11月1日から3月31日	10月15日
後期	10月1日から2月末日	4月1日から9月30日	3月15日

(2) 判定方法

事業所ごとに、判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し、90%以上である場合に減算します。

3 届出期限と届出書類

(1) 届出期限(令和6年度)

ア 前期 **令和6年10月15日(火曜日)**

イ 後期 令和7年3月15日(土曜日)

(2) 届出書類

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(別紙2)
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(別紙1-1)
- ・「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」(別紙10)

(3) 届出先

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部介護事業者指定室
〒163-0718 新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 18階

※電子データでもご提出いただけます。

届出様式や届出の詳細につきましては、下記ホームページをご確認ください。

【東京都福祉局ホームページ】

東京都福祉局>高齢者>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等>2 訪問介護

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/2_houkai.html

【お問合せ先】

原則、以下のお問い合わせフォームからお願いしております。

東京都福祉局＞高齢者＞東京都介護サービス情報

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

※「＜質問フォーム＞都指定の居宅サービスに関するご質問はこちらから」からアクセスください。

○ 「電子申請・届出システム」による新規指定申請の受付を開始しました

お知らせ

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。

令和6年度から、「電子申請・届出システム」によるオンラインでの新規指定申請の受付を開始しました。**電子申請にあたってはGビズID等の事前準備が必要になります**ので、東京都福祉局のホームページにて詳細をご確認のうえ、お早めにご準備をお願いします。

<東京都福祉局ホームページ>

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.html



(掲載箇所)東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規事業者指定手続き・研修について

また、令和6年4月に、介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度が創設されました。本制度で使用される「介護事業財務情報データベースシステム（仮称）」においても、GビズIDアカウントの作成が必要となります。詳細については、令和6年秋頃の本システムの運用マニュアルの発出と併せて、以下のHPで公開される予定です。

<厚生労働省ホームページ>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

1 GビズIDについて

・行政サービスにログインするための共通認証システムで、デジタル庁ホームページから申請します。

【デジタル庁ホームページ】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>



・IDの申請は**事業者(法人)単位**で行っていただきます。

・申請には**印鑑証明書(原本)**が必要で、書類審査は原則2週間以内とされていますが、申請書の提出締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。

2 登記情報提供サービスについて

・新規指定申請の添付書類のうち、登記事項証明書の提出では、登記情報提供サービスにより発行される照会番号が記載された電子データをご提出いただくため、**登記情報提供サービスの利用申し込みが必要です**。

・一般社団法人民事法務協会ホームページから申請します。

【一般社団法人民事法務協会ホームページ】 <https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



3 「電子申請・届出システム」による申請方法について

・「電子申請・届出システム」は以下のURLよりアクセスしてください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



・「電子申請・届出システム」の操作ガイド・マニュアルは以下のURLよりご確認ください。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true



4 お問い合わせ先

・GビズIDに関すること : GビズIDヘルプデスク

TEL:0570-023-797 【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メールでもお問い合わせ可能です。<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・登記情報提供サービスに関すること : 一般財団法人 民事法務協会

TEL:0570-020-220 【受付時間】8:30~18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

Web フォームや FAX でもお問い合わせ可能です。https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

・新規指定申請、電子申請・届出システムによる申請に関すること :

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

① 電子申請・届出システムによる申請に関するお問合せ先 TEL:03-3344-7270

② 新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先 TEL:03-3344-8517

【受付時間】9:30~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

○ 介護サービス事業者経営情報の調査および分析等に関する制度が始まります。

令和6年4月に、介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度が創設されました。本制度では、原則として全ての介護サービス事業者が、厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））を通じて経営情報を都道府県に報告し、国や都道府県は収集した情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表することとされています。

詳細については、以下の厚生労働省 HP に掲載されています。

なお、本制度の報告に向けての現時点での今後のスケジュールは、以下のとおりです。（厚労省 HP より）

令和6年秋頃 報告システムにおける操作方法のマニュアル・動画の公表

令和7年1月以降 報告システムの運用の開始、令和6年度分報告の開始

令和7年3月末 令和6年度分（初年度分）報告〆切

<厚生労働省ホームページ>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

○ <新規事業> 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業の交付申請受付 中です！

令和6年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中です。

9月2日(月曜日)より申請の受付がWEBのマイページによる方式に変わりました。

なお、マイページ申請の手続方法や事業の説明動画、資料は下記リンクにて公開しております。

ぜひご覧ください。

●掲載先(居住支援特別手当ポータルサイト)

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

【交付申請受付期限】

2024年12月27日(金)まで(消印有効)

※マイページ申請後、事前審査(約1か月)を経て、一部申請書類の郵送提出をもって、申請完了となります。期限に余裕をもってご申請ください。

【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが見られるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

- 月1万円
- 勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には、さらに1万円加算

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

○ <新規事業> 居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修

介護支援専門員を確保し、育成するために、居宅介護支援事業所の管理者として求められるマネジメントスキルや人材育成等の知識を習得することを目的とした研修を実施します。

【対象者】

都内の居宅介護支援事業所の管理者

※主任介護支援専門員の資格の有無は問いません。

【研修内容(予定)】

- ◇居宅介護支援事業所の管理者としての理念
- ◇職員採用・定着に向けた取組
- ◇ICT等の活用・業務効率化・多様な働き方
- ◇ハラスメント対策・職員のメンタルヘルス・臨床倫理
- ◇職員のモチベーション維持について
- ◇多職種との連携を高める管理者の在り方
- ◇事業所の経営に必要な事業計画や方針等

など、合計で8時間の予定です。

【研修実施について】

○研修実施方法

各自で研修動画を視聴していただくオンデマンド研修です。

会場集合やグループワークはありません。

○研修スケジュール

動画の視聴期間は、令和7年1月～2月頃を予定しています。

別途指定する期間内に動画の視聴を終えてください。

【申込について】

○募集時期

11月～12月頃の予定です。準備ができ次第、お知らせします。

○費用

無料です。

お申込み方法や申込期間、研修内容などの詳細は、決まり次第改めてご案内します。

【お問合せ先】

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課 ケアマネジメント支援担当(03-5320-4279)

【1】事業拡充のお知らせ【2】説明会(第2期)のご案内【3】交付申請書((ウ)災害時要件なし事業所)受付のご案内**【1】事業拡充のお知らせ**

東京都では、介護職員の確保定着を図るため「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しています。本事業は令和6年度より下記の通り制度の拡充を行いました。

1 助成対象期間(4年上限)の見直し

これまで1戸当たりの助成対象期間を最大4年としておりましたがこれを廃止し、新たに、令和6年4月1日を始期として、**職員1人当たり最大10年を助成対象期間の上限**と変更します。

2 助成対象戸数に係る外国人介護職員枠の新設

1事業所当たりの助成対象戸数は、これまで事業所の利用定員数に応じて最大20戸を上限としておりましたが、令和6年度より**下記の在留資格に該当する外国人介護職員については、上限を超えて申請可能**となります。該当する在留資格は下記のとおりです。

(出入国管理及び難民認定法に定める以下の在留資格を有する者)

- 在留資格「介護」
- 在留資格「特定技能」(特定産業分野「介護」に限る)
- 在留資格「技能実習」(職種名「介護」に限る)
- 在留資格「留学」(資格外活動許可を取得している者に限る)
- 在留資格「特定活動」
(経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者及び外国人介護福祉士に限る)

3 (イ)災害時協定の策定パターンの追加

今年度より、**①「利用者の安否確認」と②「避難所等での介護サービスの提供」または③「避難所等への誘導」**を行うこととする旨の協定(①と②または①と③の2種類の策定パターン)を区市町村と締結している事業所のことを(イ)災害時協定締結事業所とすることとなりました。(昨年度までは、①と②の1パターンのみでした。)

区市町村によっては、事業者と個別に協定を締結しておらず、介護事業者の連絡会や協議会等と締結している場合があります。災害時協定の締結に係る質問については、事業所所在地の区市町村の高齢福祉・介護保険主管課にお問い合わせください。

事業の詳細は、東京都福祉保健財団のホームページにてご確認ください。

【2】説明会(第2期)のご案内

申請を検討中の法人を対象に、事業概要、具体的な書類の書き方及び疑問点にお答えする説明会を開催します。

◇ **内容**

事業概要(助成内容、スケジュール等)及び、申請区分**(ウ)災害要件なし事業所**における交付申請書等の作成方法について

◇ **今後の開催予定**

日付	開始時刻	定員	申込締切日
10月16日(水)	14:30~	100名	10月10日(木)
10月17日(木)	10:00~	100名	10月11日(金)

◇ 説明会会場

公益財団法人東京都福祉保健財団

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 19階多目的室2

⇒ また、本説明会（第1期）の動画を東京都福祉保健財団のホームページ上に掲載しています。
動画の視聴や説明会の申込みについては、下記ページよりご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/setumeikai/>

【3】 交付申請書（(ウ) 災害時要件なし事業所）受付のご案内

令和6年11月11日（月）より、(ウ) 災害要件なし事業所の交付申請書の受付を開始します。

本事業の申請にあたっては、東京都福祉保健財団の下記ホームページをご確認ください。

(<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/u/>)

交付申請書受付期間 **11月11日(月) ~ 12月6日(金) (必着)**

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舍借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

○ 人材育成促進支援事業 交付申請書の受付を開始しました！

お知らせ

東京都では、「人材育成促進支援事業」の交付申請書の受付を開始いたします。本事業では、介護サービスを効率的・継続的に提供するために、人材育成の仕組みの構築・改善に取り組む事業所を支援します。

詳細について、下記の通りご案内させていただきます。

東京都福祉保健財団のホームページに提出書類の詳細やQA、利用の手引きについて掲載しておりますので、合わせてご確認ください。
<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●事業について

事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善を実施した場合に要する以下の費用について、補助いたします。

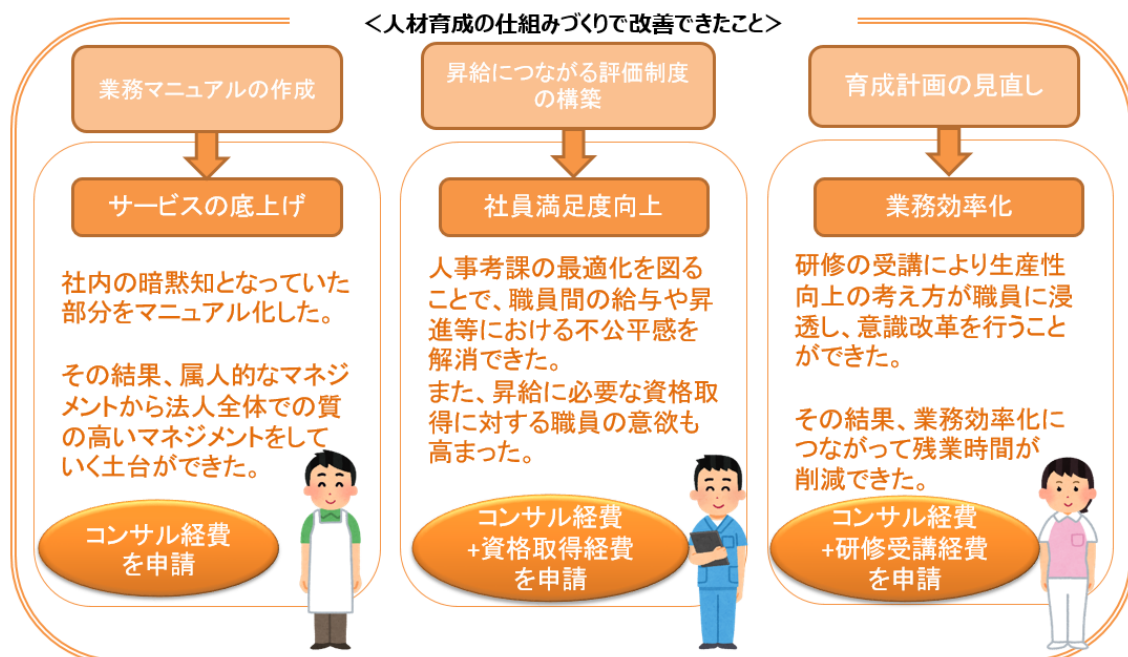
補助対象経費	具体例
①コンサルティング経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う給与表の改定、就業規則の変更にあたって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金 ・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う人事制度の再構築等に当たって、経営コンサルタントに支払った謝礼金
②研修受講及び資格取得経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における人材育成の仕組みに位置付けられている(又は予定である)研修の受講又は資格取得に係る経費 <p>※介護プロフェッショナルキャリア段位制度のレベル認定申請手数料など、研修受講・資格取得に伴う手数料を含む。</p>
③代替職員経費 ※②の申請がある場合のみ、 ③の申請可	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を活用して職員に研修を受講させたり資格を取得させたりする間、当該職員の不在期間中に、代替で業務を行った時間数に相当する事業所内の介護職員の残業手当、人材派遣職員の派遣料、非常勤職員の給与

1 事業所あたり補助上限額：35万円
補助率：10/10

対象事業所：都内の介護サービス事業所。ただし、今年度キャリアパス導入促進事業補助金を申請する事業所及び過年度に本補助の交付を受けた事業所を除く。**今年度より、居宅介護支援、介護予防支援事業所も対象に追加されました！**

●本補助金の活用事例について

過去に本事業を活用した事業所の取り組みを紹介します。



●**交付申請書の提出について**

(1) 交付申請書で確認する内容

生産性向上に向けた人材育成の仕組みの構築又は改善に係る、コンサルティング経費・研修受講及び資格取得経費・代替職員経費の支出予定額、事業所内の人材育成の仕組みに関する現状及び課題認識等

(2) 提出期限

令和6年11月8日(金曜日)【必着】

(3) 提出書類

以下の、東京都福祉保健財団のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●**問合せ先等**

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(補助金)

電話 03-3344-8532

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2024年4月1日から2025年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/koure.html

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【注意喚起情報】

分電盤の交換工事に関する相談が急増！

～無料点検や安価なインターネット広告に気をつけて～

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20240910.html>

(9月9日 東京都消費生活総合センターより発表)

パソコンがウイルスに感染?! 偽の警告画面に焦らず対処を!

～高齢者からの相談が多く寄せられています!～

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20240906.html>

(9月5日 東京都消費生活総合センターより発表)

【ご案内】

高齢者の消費者被害防止に向けた「悪質商法注意喚起プロジェクト」(令和6年度)

宅配業者等と連携し、高齢者に悪質商法に関する注意喚起を行うプロジェクトを実施しています。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabитай/tieup/project/2024.html>

○令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和6年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

🔍 東京都訪問看護推進総合事業



<R6年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修: 共通科目、在宅療養にかかる科目	10月31日(木) 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000r5a0MAA Jグランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	10月31日(木) 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000pSPOMA2 Jグランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。 9 月から新たに教育ステーションとして 5 ステーションが追加されました。 ※詳細はホームページをご覧ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouiku.html
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進コース 受付終了しています。 (2) その他コース 11 月～12 月頃実施予定 ※詳細は別途ご案内いたします。
	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都公立大学法人に委託して実施します。	<u>10月の研修の申し込みを開始しました。</u> テーマ「循環器系疾患のアセスメントと報告」 ※詳細はホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/

訪問看護人材確保事業
「現場が語る！訪問看護の魅力と未来
～訪問看護をめざすあなたへ～」

12月14日(土)開催 12:30～16:00
会場:公益社団法人東京都看護協会 1階大研修室
※詳細は東京都看護協会ホームページをご覧ください。
<https://www.tna.or.jp/>

訪問看護オンデマンド研修の動画公開中

令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。
訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！

<https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE>



※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL 03-5320-4216

公用携帯 03-5000-7560